

青森県規則第七十九号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年三月青森県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改める。
第二条の表中「年 〇・四五パーセント」を「年 〇・四パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則第二条の規定は、この規則の施行の日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

訓

令

青森県訓令第三十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

青森県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県労働委員会事務局処務規程（平成十五年三月青森県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

青森県知事 三 村 申 吾

第九条（見出しを含む）中「及び文書の取扱」と「及び青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令第二十七号）」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第四百五十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
テック調剤薬局泉川店 東八戸病院	青森市大字浪館字泉川二一の一 ○八戸市大字大久保字西ノ平二五の四四	平成二七 年 五 月 二 日

青森県告示第四百五十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	至誠堂医院
所 在 地	南津軽郡尾上町大字高木字原富三〇
指 定 辞 退 日	平成二七・五・一

青森県告示第四百六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名 義 住 所	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業の種類	居宅サービス事業所	所在地	指 定 日
社会福祉法人 信和会	宮城県仙台市青葉区北根黒松二の一〇	通所介護	デイサービスセンター クロトピア 江陽	八戸市江陽二丁目一三の三	平成二七・五・二七
社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会	八戸市根城八丁目八の一五	訪問介護	八戸市社協訪問介護事業所	八戸市南郷区一五の二	"
社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会	八戸市根城八丁目八の一五	訪問介護 訪問入浴 介護	八戸市社協訪問介護事業所	八戸市南郷区一五の二	"
社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会	八戸市根城八丁目八の一五	通所介護	八戸市社協通所介護事業所	八戸市南郷区一五の二	"

青森県告示第四百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 日
社会福祉法人 吉幸会	三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平六〇	居宅介護支援センター みろくの郷	三戸郡田子町大字茂市字仲田二の二	平成二七・五・二七
社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会	八戸市根城八丁目八の一五	八戸市社協居宅介護支援事業所	八戸市南郷区島守字阿庄内一五の二	"

青森県告示第四百六十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発 生 日
ヨ一ネ病	牛	患 畜	一	下北郡東通村	平成二七・五・三
			一	十和田市	二七・五・六

青森県告示第四百六十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第

二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

むつ市脇野沢口広三九の二・一三三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四五、四六の一、一三三から一三三まで

二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年六月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
-----	---------	--------

県道
九艘泊脇野沢線

むつ市脇野沢瀬野川目三二の一から
むつ市脇野沢渡向一四まで

平成一七・五二七

青森県告示第四百六十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字岩崎字丸山一〇四番地 松林 剛	岩崎
西津軽郡深浦町大字沢辺字山科九七番地四 鶴田 十三男	
西津軽郡深浦町大字岩崎字貝釜六四番地 伊藤 正	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

二〇〇五年農林業センサス農林業経営体調査に係る電算処理等業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部統計分析課
青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

指名競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年五月十二日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社イービッツ

青森市大字石江字江渡六の五

六 契約金額

一千五百六十万三千元

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公示を行った日

平成十七年四月二十七日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を平成十七年五月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社北未来物産

二 代表者の氏名 中野 博幸

三 主たる営業所の所在地 青森市古川二丁目二の二〇葛西ビル三階

四 許可番号 青森県知事許可（般・一五）第一七三七七五号

五 取消年月日 平成十七年五月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年七月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小島建設株式会社

二 代表者の氏名 小島 元子

三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字風張二〇の二

四 許可番号 青森県知事許可（特・一二）第七六〇号

五 取消年月日 平成十七年五月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年四月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 粕谷工務店
- 二 氏名 粕谷 由太郎
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造藤田四七の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第八一三四号
- 五 取消年月日 平成十七年五月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

労 働 委 員 会

青森県労働委員会の運営に関する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十七日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

青森県労働委員会規則第一号

青森県労働委員会の運営に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号。以下「法」という。）の規定に基づき、青森県労働委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

とする。

(総会の開催)

第二条 労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第四条第一項の規定による総会は、毎月一回開催するものとする。

(審査の期間の目標)

第三条 法第二十七条の十八の規定による審査の目標期間の設定は、公益委員会議の決定によるものとする。

(審査の実施状況の公表)

第四条 毎年の審査の実施状況は、翌年一月末までに公表するものとする。
2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- 一 取扱事件数
- 二 審査の期間の日数
- 三 調査及び審問の回数
- 四 尋問した証人の人数
- 五 その他会長が必要と認める事項

(公表方法)

第五条 審査の期間の目標及び審査の実施状況は、青森県労働委員会年報及びインターネットの利用により公表するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県労働委員会の庶務に関する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十七日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

青森県労働委員会規則第二号

青森県労働委員会の庶務に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号。以下「法」という。）の規定に基づき、青森県労働委員会の庶務に関して必要な事項を定めるものとする。

七印。

(公印)

第二条 公印は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 労働委員会印
 - 二 労働委員会会長印
 - 三 労働委員会調停委員会委員長印
 - 四 労働委員会仲裁委員会委員長印
 - 五 労働委員会事務局印
 - 六 労働委員会事務局長印
 - 七 労働委員会事務局審査調整課長印
- 2 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。
- 3 公印は、審査調整課長が管掌する。
(文書の記号)
- 第三条 文書記号は、「青労委」とする。
(文書の取扱い)
- 第四条 この規則によるもののほか、文書の取扱いに関しては、青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の例による。
- (個人情報の保護)
- 第五条 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二章の規定による青森県労働委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事を取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十一年五月青森県規則第五十五号)の例による。
- (行政文書の開示)
- 第六条 青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)の規定による青森県労働委員会が保有する行政文書の開示については、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成十二年三月青森県規則第八十二号)の例による。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

別表

<p>1 労働委員会印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青 森 県 労 働 委 員 会 之 印 </div> <p>27ミリメートル四方</p>	<p>2 労働委員会会長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青 森 県 労 働 委 員 会 会 長 之 印 </div> <p>27ミリメートル四方</p>
<p>3 労働委員会調停委員会委員長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青 森 県 労 働 委 員 会 調 停 委 員 会 長 之 印 </div> <p>24ミリメートル四方</p>	<p>4 労働委員会仲裁委員会委員長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青 森 県 労 働 委 員 会 仲 裁 委 員 会 長 之 印 </div> <p>24ミリメートル四方</p>
<p>5 労働委員会事務局印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青 森 県 労 働 委 員 会 事 務 局 之 印 </div> <p>24ミリメートル四方</p>	<p>6 労働委員会事務局長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青 森 県 労 働 委 員 会 事 務 局 会 長 之 印 </div> <p>24ミリメートル四方</p>
<p>7 労働委員会事務局審査調整課長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青 森 県 労 働 委 員 会 事 務 局 審 査 調 整 課 長 之 印 </div> <p>21ミリメートル四方</p>	

青森県労働委員会告示第一号

青森県労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十七年五月二十七日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

青森県労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程を廃止する規程

青森県労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程（平成十二年三月青森県地方労働委員会告示第一号）は廃止する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県労働委員会告示第二号

青森県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十七年五月二十七日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

青森県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

青森県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十一年六月青森県地方労働委員会告示第一号）は廃止する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭